

令和5年度府中市集団指導資料

通所系サービス編

(地域福祉推進課)

【目次】

1 運営指導における指摘事例について

(1) 勤務体制の確保等

(2) 非常災害対策

(3) 掲示

(4) 衛生管理等

1 運営指導における指摘事例について

多く見られる文書指摘等事例とチェックポイント

（ 地域密着型通所介護を例にしています。）

(1)勤務体制の確保等

指摘事項
<p>利用者に対して適切な地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めること。 事業所におけるハラスメントを防止するために、事業主は方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。</p> <p>【根拠法令】 市規則 第59条の13第1項、第4項 基準について 第3の2の2の3(6) 第3の1の4の(22)の</p>
具体的な指摘事例
<ul style="list-style-type: none"> ・管理者が介護職員を兼務しているが、勤務体制が不明確であった。 ・勤務時間、常勤・非常勤の別、職種・兼務関係が不明確であった。 ・生活相談員と介護職員を兼務する者の勤務日、勤務時間が明確に区分されていなかった。 ・機能訓練指導員の配置が不明確であった。 ・ハラスメント防止のための方針を定め、周知啓発を行い、相談窓口等の体制を整備する等、事業主が講じるべきことが行われていなかった。
チェックポイント
<p>利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、地域密着型通所介護従業者の勤務の体制を定めているか。 原則として月ごとの勤務表を作成しているか。 次の内容が明確であるか。</p> <p>ア 地域密着型通所介護従業者の日々の勤務時間 イ 常勤・非常勤の別 ウ 専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置 エ 管理者との兼務関係</p> <p>地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p> <p>全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者等を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。また、事業所が新たに採用した従業者に対する当該研修を採用後1年以内に実施しているか。（令和6年3月31日まで努力義務） 【 令和3年度制度改正事項】</p> <p>適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 【 令和3年度制度改正事項】</p>

(2)非常災害対策

指摘事項

非常災害に備えるための具体的計画を立て、関係機関への通報及び連携体制の整備、定期的な従業員への周知、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

【根拠法令】

市規則 第59条の15第1項

基準について第3の2の2の3(8)

具体的な指摘事例

- ・風水害に関する計画が策定がされていなかった。

チェックポイント

非常災害に備えるため、次のことを実施しているか。

非常災害に関する具体的計画の策定

なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。

関係機関への通報及び連携体制の整備

日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを行っているか。

前記について定期的な従業員への周知

定期的な避難、救出その他必要な訓練

< 収容人員（利用者数と従業員数の合計）が30人以上の事業所の場合 >

消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、防火管理者に行わせているか。

< 収容人員（利用者数と従業員数の合計）が29人以下の事業所の場合 >

防火管理について責任者を定めているか。

防火管理について責任者を定めているか。

その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせているか。

(3) 掲示

指摘事項

事業所の見やすい場所に運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。（閲覧も可）

【根拠法令】
市規則 第59条の20(市規則第34条準用)
基準について第3の1の4(25)参照

具体的な指摘事例

- ・当該掲示がされていなかった。閲覧可能な物もなかった。

チェックポイント

事業所の見やすい場所に下記内容の物が掲示又は自由に閲覧できるように備え置かれているか。

- ア 運営規程の概要（利用料の具体的な金額を含む）
- イ 介護従業者の勤務の体制
- ウ その他、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項
（事故発生時の対応、苦情処理の体制、第三者評価の実施状況等）

(4)衛生管理等

指摘事項

認知症対応型共同生活介護指定事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

環境の整備

- ・施設内の環境の清潔維持、整理整頓、清掃の実施
- ・日常的に清潔な状態を保持

施設内の清掃

- ・日常的な清掃の実施、換気の励行
- ・特に丁寧に清掃を行う必要のある場所（トイレ・浴室等）
- ・嘔吐物処理用キットの準備

具体的な指摘事例

- ・共有スペースの清掃、整理整頓がされていなかった。
- ・床の隅に埃がたまった状態、雑誌や寄せてある新聞等に埃がたまっていた。
- ・エアコン・換気扇に埃が付着しており、空調・換気等の機能に影響が出ていた。
- ・トイレから異臭がした。
- ・ペーパータオルを清潔（水滴等により汚染しないよう）に取り扱うために壁に取り付ける等の工夫がされていなかった。

チェックポイント

清掃は行き届いているか。異臭はないか。

床や階段に物を置いていないか。避難通路を物で塞いでいないか。（利用者の移動を妨げる）

エアコンや換気扇等が埃で汚れていないか。（機能を損ね換気等が不十分となる原因）

手洗い場の手拭きはペーパータオルを用いているか。

ペーパータオルを清潔（水滴等により汚染しないよう）に取り扱うために、壁に取り付ける等の工夫がされているか。

トイレの掃除はこまめに行われているか。

床拭き用のモップ等は清潔に管理されているか。

嘔吐物処理用キットは利用者の近くに用意されているか。又、定期的に点検されているか。

衛生上、共用することが好ましくない物等の適切な管理はなされているか。（歯ブラシ等）

令和5年度府中市集団指導資料（通所系サービス）[地域福祉推進課]

「市規則」= 府中市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則（平成25年3月規則第10号）

「基準について」= 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月厚生労働省老健局計画課・振興課・老人保健課長連名通知）

「告示126」= 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月厚生労働省告示第126号）

「留意事項」= 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月厚生労働省老健局計画・振興・老人保険課長連名）